

唐津市告示第286号

令和4年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月12日

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油及び原材料等の価格高騰により収益が悪化している中小企業者等に対し緊急措置として、その負担の軽減及び事業の継続を支援するため、予算の範囲内において助成金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者の個人又は会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人をいう。以下同じ。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 中小企業者等であること。
- (2) 令和4年2月1日以前から営業実績があること。
- (3) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 令和4年1月から令和4年7月までのうち任意に選択した3か月間（以下

「対象期間」という。)の仕入額が過去3年のいずれかの年の同期間(以下「比較対象期間」という。)の仕入額より20パーセント以上増加し、かつ、対象期間の売上高に占める仕入額の割合が比較対象期間の売上高に占める仕入額の割合より増加していること。

イ 対象期間の売上高に占める仕入額の割合が比較対象期間に占める仕入額の割合より20パーセント以上増加していること。

(4) 比較対象期間を含む決算の年間仕入額が、法人の場合にあつては20万円以上、個人の場合にあつては15万円以上であること。

(5) 令和4年度に佐賀県が実施する燃油高騰対策緊急支援金又は原材料等高騰対応緊急支援金の交付決定を受けていること。

(6) 法人の場合は、本店の所在地又は直前の事業年度の法人税確定申告書の納税地が唐津市内であること。

(7) 個人の場合は、次のいずれかに該当すること。

ア 唐津市内に住所を有すること。

イ 令和3年分所得税確定申告書の青色申告決算書若しくは収支内訳書又は令和4年度市県民税申告書の収支内訳書の事業所所在地が唐津市内であること。

ウ 令和3年分所得税確定申告又は令和4年度市県民税申告を行っていない場合は、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出を行っており、当該届出の納税地が唐津市内であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成金の交付の対象としない。

(1) 農林漁業者(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)において、大分類A-農業、林業及び大分類B-漁業に該当する事業者をいう。)

(2) 医療・福祉サービス事業者(日本標準産業分類において、大分類P-医療、福祉に該当する事業を行う事業者をいう。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所(日本標準産業分類番号:8351)及びその他の療術業(日本標準産業分類番号:8359)を運営する事業者並びに薬局等で事業収入が小売のみのものを除く。)

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第

122号) 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(当該営業の受託営業を含む。)に該当する事業を行う事業者

(4) 前3号に掲げるもののほか、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体又は本助成金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

(助成金の額等)

第4条 助成金の種類、額等は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)に佐賀県の燃油高騰対策緊急支援金又は原材料等高騰対応緊急応援金の交付決定通知書の写しその他の必要な書類を添えて、令和5年1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請書の提出に当たり次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

(1) 佐賀県の燃油高騰対策緊急支援金又は原材料等高騰対応緊急応援金の交付決定を受けた場合であって、その内容を市が確認できるとき 当該支援金又は応援金の交付決定通知書の写し

(2) 令和3年度唐津市中小・小規模企業者事業継続助成金又は令和3年度第2次唐津市中小・小規模企業者事業継続助成金を受給した場合であって、当該助成金の受給に係る振込先口座情報又は役員名簿(規則第2号様式)の内容に変更がないとき 振込先口座の通帳の写し又は役員名簿

3 規則第15条の規定による実績報告書の提出は、第1項の申請書の提出により、なされたものとみなす。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を令和4年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金交付決定及び

額の確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、受理した前条第1項の申請書を審査し、不相当と認めるときは、令和4年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

助成金の種類	助成金の額等
燃油高騰対策分（佐賀県の「燃油高騰対策緊急支援金」の交付を受けた場合）	1 助成対象者当たり佐賀県の燃油高騰対策緊急支援金の交付決定額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限額を100万円とし、下限額を10万円とする。
原材料等高騰対応分（佐賀県の「原材料等高騰対応緊急支援金」の交付を受けた場合）	1 助成対象者当たり10万円の定額とする。

※ 助成金の交付は、1助成対象者につき1回限りとする。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 所在地又は住所
会社名又は屋号
代表者職・氏名
電 話 番 号
メールアドレス

（※日中に連絡可能な連絡先を記載）

主な業種 建設業 製造業 運輸業
卸売業 小売業 宿泊業
飲食業 サービス業
その他（ ）

（※チェック☑を入れてください。）

令和4年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金交付申請書兼請求書

令和4年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請し、助成金を請求します。

1 助成金申請額

金 _____ 円

2 助成金振込先口座

金融機関名		支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人（カタカナ）			

※ 申請者と同じ名義の通帳を記載してください。

3 添付資料

- (1) 佐賀県の燃油高騰対策緊急支援金又は原材料等高騰対応緊急応援金の交付決定通知書の写し
- (2) 唐津市内の事業者であることを確認できる書類（法人税確定申告書、所得税確定申告書、履歴事項全部証明書、開業・廃業等届出書などいずれか1つ）の写し
- (3) 振込先口座の通帳（金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義（フリガナ）の全てが分かる部分）の写し
 令和3年度に提出した書類の内容に変更がないので省略する（※チェック
を入れてください。）。
- (4) 役員名簿（規則第2号様式。法人の場合に限る。）
 令和3年度に提出した書類の内容に変更がないので省略する（※チェック
を入れてください。）。
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 仕入額及び原価率の上昇率

仕入額の上昇率	%	原価率の上昇率	%
---------	---	---------	---

※ 佐賀県の燃油高騰対策緊急支援金又は原材料等高騰対応緊急応援金の申請時に添付した対象要件確認シートに記載した数値を転記してください。

※ この申請書の提出をもって、次に掲げる事項について承諾します。

- (1) 申請者又は唐津市補助金等交付規則（平成17年唐津市規則第42号）第4条第1項第3号に規定する役員名簿に記載した者について、同規則第3条の2に規定する排除対象者に該当するか否かに関し市長が必要と認めるときは、佐賀県唐津警察署に照会すること。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受け、又は唐津市補助金等交付規則及び令和4年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金交付要綱の規定に違反したときは、交付を受けた助成金の全部又は一部を返還すること。

第 2 号様式（第 6 条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長



令和 4 年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金交
付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和 4 年度唐津市中小企業者等
燃油・原材料等価格高騰対策助成金については、次のとおり交付することに決定し、
あわせてその額を確定したので、令和 4 年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価
格高騰対策助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

1 交付決定及び確定助成金額

金 円

2 条件

唐津市補助金等交付規則（平成 1 7 年規則第 4 2 号）及び令和 4 年度唐津市中
小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金交付要綱の規定に従うこと。

第3号様式（第6条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長



令和4年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金却
下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和4年度唐津市中小企業者等
燃油・原材料等価格高騰対策助成金については、次の理由により却下したので、令
和4年度唐津市中小企業者等燃油・原材料等価格高騰対策助成金交付要綱第6条第
2項の規定により通知します。

却下の理由